

(問い合わせ先)
令和3年12月23日
広島県農林水産局
担当者：大濱
内線：3502
電話：082-513-3502

福山市における高病原性鳥インフルエンザに係る 搬出制限区域の解除について（第7報）

令和3年12月23日

12月7日に福山市で確認された高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、搬出制限区域(発生農場を中心とした半径3～10km圏内の家きんや卵などの搬出を制限する区域)を設定していましたが、防疫措置完了後10日間を経過したため、国と協議し、12月23日(木)午前0時から搬出制限区域を解除しました。

なお、移動制限区域については、引き続き設定することから、畜産関係車両の消毒ポイントを一部変更し、運営を継続します。

1 搬出制限区域の解除

令和3年12月23日(木)午前0時00分

2 消毒ポイントについて

6カ所のうち1カ所については、畜産関係車両の消毒を引き続き実施(別紙資料参照)

3 今後の予定

1月3日(月)午前0時00分 移動制限区域の解除(防疫措置の完了から21日経過後)
危機対策本部の廃止、すべての消毒ポイントの終了

(別紙)

消毒ポイント一覧表

番号	場 所	備 考
①	ふくやまふれ愛ランド	継 続 (R4/1/3 0時終了予定)
②	福山西IC	12/23 0時終了
③	福山市神辺支所	12/23 0時終了
④	福山東IC	12/23 0時終了
⑤	広島県立びんご運動公園	12/23 0時終了
⑥	府中市三郎丸(R486路肩)	12/23 0時終了